

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

I. 非自動継続型

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳又は証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

II. 単利型

1.（利息）

（1） この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び通帳又は証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受け取る場合には、当金庫所定のお引当票に届出の印章により記名押印してこの通帳又は証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振り替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における店頭表示利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記①にかかわらず約定日数及び約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2） この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3） この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、契約日における普通預金の利率を下限として計算します。

なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合は各

中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×40% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×60% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| F 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| E 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

2. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2章第1条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金の利息については、原則として通帳に記載しないこととし、(証書の場合は、預金証書を発行しないこととし)次により取り扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約又は書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

- ③ 中間利息定期預金のみを解約又は書替継続するときは、当金庫所定のお引出票に届出の印章により記名押印して通帳又は証書とともに提出してください。

Ⅲ. 複利型（預入期間3年以上）

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳又は証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第5条（預金の解約・書替継続）第1項及び第2項により満期日前に解約する場合並びに同規定第5条第6項及び第7項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、解約日における普通預金の利率を下限として計算します。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |

- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| F 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |

- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| E 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(注) 旧北海信用金庫又は旧小樽信用金庫で預入れした定期預金の期限前解約利息については、預入時の規定を適用します。

IV. 規定の適用

1. (各種定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、各種定期預金共通規定を適用するものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)